

議案第51号

那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議のため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

大田原市長 津久井 富雄

那須地区広域行政事務組合同規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、那須地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

平成28年 月 日

大田原市長 津久井 富雄

那須塩原市長 君島 寛

那須町長 高久 勝

那須地区広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約
那須地区広域行政事務組合同規約（昭和36年栃木県指令地第237号）の一部を次のよう
に変更する。

第3条第11号及び第12号を次のように改める。

- (1) 在宅当番医制事業の実施に関する事務
- (2) 栃木県が定める救急医療施設運営費等補助金交付要領に掲げられた病院群輪番制病
院運営等事業及び小児救急医療支援事業に係る補助金の交付に関する事務

附 則

この規約は、栃木県知事の許可のあった日から施行する。